

- 1 監 査 種 別 定期監査及び行政監査
- 2 監 査 対 象 住宅都市局
財 政 局
契約部（住宅都市局関連事務に限る。）
- 3 監 査 期 間 平成21年9月18日から
平成22年4月13日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査の対象及び範囲

今回の監査は、住宅都市局及び財政局契約部を対象として、次表の課室公所について実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
住宅都市局	総務課、企画経理課、監理指導室	
	都市計画部	都市計画課、街路計画課、都市景観室、交通施設計画課、特定交通経営管理室
	建築指導部	建築指導課、開発指導課、建築審査課、監察課
	営繕部	営繕企画課、営繕課、住宅・教育施設課、保全推進課、設備課
	住宅部	住宅企画課、住宅整備課、住宅管理課
	開発調整部	開発調整課、区画整理課、志段味総合整備推進室
	都市再生推進部	都市再生推進課、ささしまライブ24総合整備事務所、臨海開発推進室、臨海総合整備事務所
	市街地整備部	市街地整備課、耐震化支援室、筒井都市整備事務所、大曽根北都市整備事務所、緑都市整備事務所、有松都市整備事務所、下之一色都市整備事務所
財 政 局	契約部（住宅都市局関連事務に限る。）	

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成20

年10月1日から平成21年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに重点項目とした現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。なお、補助金交付事務や契約事務など、一連の事務執行について監査を行う必要が認められるものについては、平成20年4月1日から同年9月30日までのものも併せて対象とした。

第2 監査結果の概要

1 概況

監査の結果、一部に注意・検討・改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

2 指摘事項の要点

(1) 収入事務

アクロス小幡パーキングの収入実績の把握について検討すべきもの

(2) 支出事務

観葉植物の賃貸借契約について改善すべきものなど3項目

(3) 契約事務

カラー複写機の複写に必要とされる消耗品の供給等にかかる契約について検討すべきものなど3項目

(4) 財産管理事務

不法占拠物件への対応策について検討すべきものなど4項目

(5) 行政運営事務

特定優良賃貸住宅家賃補助申請の手続について検討すべきもの

3 意見

(1) 市街地再開発事業に係る保留床の処分について

(2) 駐車場案内情報の提供について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

今回の監査では、収入事務が適正に行われているか等について調査した。

(1) アクロス小幡パーキングの収入実績の把握について検討すべきもの

市街地整備課では、小幡駅前地区における市街地再開発事業で建設され、現在一部を市が所有しているアクロス小幡の駐車場を、有料駐車場として一般の利用者に貸し付けている。駐車料金の徴収などの管理業務は名古屋市住宅供給公社（以下「公社」という。）に委託しており、駐車料金は市の収入となっている。

駐車料金徴収事務にあたっては、毎月の駐車台数や、駐車料金などの実績を公社が市に対して報告することとなっている。市街地整備課は公社から毎月実績報告書及び各種駐車券出納簿等の提出を受けているが、この実績報告の内容と駐車券の実数や入出庫の記録を突合するなどの実地検査を行っていなかった。

駐車券等は公社が製作・保管していることを考慮に入れると、報告書の内容を確認するのみでは実態を把握するのに不十分である。市街地整備課は定期的に実地検査を行い、実績報告書と駐車券の実数などの突合をすることによって正確な収入を把握するよう検討されたい。

なお、本件については調査の後、実地検査を行い、今後も定期的に検査を行うこととするなど、必要な措置が講じられた。（市街地整備課）

2 支出事務

今回の監査では、予算は法令に従い、適正かつ効率的に執行されているか等について調査した。

(1) 観葉植物の賃貸借契約について改善すべきもの

総務課においては、局長室に観葉植物2鉢を年間50,400円で賃貸借契約により設置している。

多くの市民が出入りすることのない執務室に賃貸借契約をして観葉植物を設置する必要性は低いと思われる。経費節減の観点からも契約を見直されたい。

なお、本件については、平成22年度に新たな契約をしないこととされた。
(総務課)

(2) 前渡金の管理について注意すべきもの

地方公共団体の支出に関し、報酬や旅費など特定の経費については資金前渡の方法によることが認められている。資金前渡とは、職員をして現金支払させる必要がある場合に、あらかじめ概括的に資金(前渡金)を交付し、当該職員(前渡金受領者)が目的に従って管理執行するものである。

本市の会計規則によれば、前渡金受領者は前渡金出納簿に出納のつど登載して、その状況を明らかにしなければならないとされているが、以下のような事例が見受けられたので、同規則に従って適正に処理がなされるよう注意されたい。

なお、本件については調査の後、前渡金出納簿の整理がなされるなど、必要な措置が講じられた。

ア 名古屋港管理組合からの派遣職員に対して支出された在勤地内旅費について、帳簿の整理がなされていなかったもの

(企画経理課)

イ 土地区画整理審議会委員報酬の支出について、当該報酬の一部(源泉徴収税額)を前渡金口座に一定期間預け入れた状態であったにもかかわらず、全額払い出したものとして整理されており、実際の出納との整合性がないもの

(大曾根北・緑都市整備事務所)

(3) 旅費の支出について注意すべきもの

企画経理課に在籍し、実際の勤務場所は東京事務所となっている職員が、出張で東京-名古屋間を往復する際の旅費の支出事務は、東京事務所ではなく企画経理課において行われている。本市の旅費支払要項では、この場合、当該旅費は前渡金受領者である企画経理課長から旅行した職員に現金で直接支払われ、そのときに職員本人から領収印を徴することとなっている。

しかしながら、職員本人は東京で勤務をしており、通常は旅費を現金で直接支払うことはできない状況にあるため、企画経理課で職員個人の通帳を預かり、担当者が口座に預け入れる処理が行われていた。その処

理が行われた日付を旅費の領収日とし、領収印も企画経理課の担当者が本人に代わり押印して整理されていた。

本件については、名古屋に出張した際に直接本人に旅費を支払い、領収印を徴することは可能であり、上記のような取扱いは、旅費の授受をめぐるトラブルなどを伴う恐れがあることから、要項に従って処理を行うよう注意されたい。

なお、本件については調査の後、直接本人に旅費を支払い、領収印を徴する取扱いとし、必要な措置が講じられた。

(企画経理課)

3 契約事務

今回の監査では、契約の締結、履行及び検査は適正に行われているか等について調査した。

(1) カラー複写機の複写に必要とされる消耗品の供給等にかかる契約について検討すべきもの

企画経理課におけるカラー複写機にかかる上記契約の内容は、月間複写予定枚数を 2,100 枚と設定し、月間最低保証料金は 2,000 枚相当の 60,000 円(消費税等抜き。以下、この項において同じ)を支払うこととされている。

しかしながら、平成 20 年度以降の複写枚数の実績を調査したところ、2,000 枚を超える月は 1 か月のみで、ほとんどの月で 1,000 枚にも満たない状況であった。併せて平成 18 年度及び同 19 年度についても調査したが、いずれの年度においても利用実績が 2,000 枚を超える月は 1 か月のみという状況であった。

このような利用実績を勘案すれば、2,000 枚相当の金額を月間最低保証料金として契約しているのは経済的ではないので、利用実績に基づいた契約内容に変更し、経費削減に努められたい。

なお、本件については、平成 22 年度の契約において月間最低保証料金など契約内容を見直した結果、年間契約金額が 444,000 円となり、平成 20 年度の年間支出金額 730,100 円又は平成 21 年度の年間契約金額 750,000 円に比して、概ね 300,000 円程度の経費削減がなされた。

(企画経理課)

(2) 業者の選定及び契約の締結について注意すべきもの

本市の契約規則によれば、随意契約によろうとする場合、予定価格が30万円を超えるものについては、原則として2人以上の者から見積書を徴取しなければならず、また、契約の締結の際に、契約書の作成が省略できる場合であっても、契約金額が30万円以上のものについては、契約の相手方から請書を提出させなければならないとされている。

企画経理課における印刷物の契約について、予定価格・契約金額がいずれも30万円を超えるにもかかわらず、契約しようとする者からしか見積書を徴取しておらず、契約相手方から請書も提出されていない事例が見受けられたので、同規則に従って手続を行うよう注意されたい。

なお、本件については調査の後、同様の契約については3人以上の者から見積書を徴取するなど、必要な措置が講じられた。(企画経理課)

(3) 契約の締結等について注意すべきもの

本市の契約規則によれば、契約金額が200万円を超えない場合は契約書の作成が省略でき、ただし、その場合であっても、契約金額が30万円以上のものについては契約の相手方から請書を提出させなければならないとされている。また、契約が履行されたことを確認するに当たって、契約金額が100万円以上であるときは、検査員は検査を終了した後に検査調書を作成しなければならない。

住宅管理課における訴訟代理人弁護士への訴訟手数料の契約について調査したところ、複数の事件を同一の弁護士に委任しているが、契約書又は請書、検査調書が作成されていなかった。

これについて同課は1事件ごとの個々の契約であるとして、これらの書類は作成を要しないものとしていたが、契約日は同一であり、その後の支払の請求、支出命令、検査確認等の処理もすべて一括でなされていることから、複数の事件を一括で契約しているものとみなすべきであって、今後は契約書等を作成すべき金額である契約については、同規則に従って作成されたい。

(住宅管理課)

4 財産管理事務

今回の監査では、資産は有効に活用されているか、物品の管理は適正に行われているか等について調査した。

(1) 不法占拠物件への対応策について検討すべきもの

本市の財産条例によれば、公有財産は常に良好な状態においてこれを管理しなければならないとされている。

中区内において、昭和20年代に建設された罹(り)災都市応急簡易住宅用の敷地として市が貸し付けていた土地について、占拠者に対し市が昭和36年に明け渡し請求をした以後40年以上経過しているにもかかわらず、未だ不法占拠状態である事例が見受けられた。

公有財産の適正な管理のため、占拠者に対して交渉を続けるとともに、法的手段も視野に入れた対応策を検討されたい。(住宅整備課)

(2) 栄バスターミナルでの受動喫煙防止対策について検討すべきもの

都市再生推進課は、行政財産である名古屋市栄バスターミナルの一部の使用を栄公園振興株式会社に対して許可しており、同社は利用者の便益施設(店舗・コインロッカー)を設置している。

同施設については、コンビニエンスストア形式の店舗、軽食コーナーが設置されており、その軽食コーナーの一部では喫煙が可能となっていた。

バスターミナルなど公共施設については全面禁煙が原則であることから、当局にあっては、施設管理者として受動喫煙による健康被害防止に向けた対策を検討されたい。

なお、本施設については、平成22年度より全面禁煙とされた。

(都市再生推進課)

(3) 金山資料庫に保管されている書籍について注意すべきもの

市街地整備課が所管している金山資料庫を調査したところ、住宅都市局と財団法人名古屋都市センター(以下「都市センター」という。)が製作し、都市センターが販売・保存用書籍として所有している「名古屋都市計画史」が984部(3冊セット)保管されていた。

「名古屋都市計画史」は平成10年度に2,000部製作され、平成21

年度末現在において累計948部配布・販売された書籍であり、金山資料庫に保管されている数量は総数の49%に当たる。

市街地整備課によると、平成11年2月ごろに都市センターからの口頭による申出を受けて保管しているとのことであるが、保管の数量・期間などは定められていなかった。

口頭による申出のみで、金山資料庫に都市センターの所有物を保管し続けることは、管理責任や費用負担範囲が不明確になるので、早急に是正されたい。

なお、本件については、平成22年3月31日付けで都市センターに対して行政財産使用許可を行い、必要な措置が講じられた。

(市街地整備課)

(4) 借用物品の管理について注意すべきもの

本市の会計規則によれば、備品を市の財産として受け入れた場合は備品出納簿に登載しなければならないとされている。なお、市有物品以外の借用物品についても、借用期間中は物品としての管理が必要であり、また市有物品との区分を明らかにするためにも、備品に準じた扱いとして備品出納簿に登載し管理しなければならない。

公用車として賃貸借契約している天然ガス車について、備品出納簿に登載していない事例が見受けられたので、会計規則に従って適正に管理されたい。

なお、本件については調査の後、備品出納簿に登載され、必要な措置が講じられた。

(総務課、住宅管理課)

5 行政運営事務

今回の監査では、事務処理が能率的、効率的に行われているか、事務の執行が法令等に従って適正に行われているか等について調査した。

(1) 特定優良賃貸住宅家賃補助申請の手続について検討すべきもの

本市の特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱によれば、特定優良賃貸住宅の入居者で、家賃の減額の補助を受けようとする者は、毎会計年度において所得報告書兼家賃減額補助申請書を作成し、住民票、

前年の所得に係る証明書等を添えて、所定の期日までに認定事業者に提出しなければならないとされている。また、認定事業者は住宅ごとにこれを取りまとめ、入居者負担額の認定申請書とともに市長に提出しなければならないとされている。

この事務について調査したところ、一部の世帯の申請書について、扶養親族に係る前年の所得証明書等が添付されていない事例が見受けられた。

扶養親族であっても収入があるケースがあり、世帯全体の所得の捕捉が不十分であると家賃減額の判定に影響を及ぼす場合があるので、一定以上の年齢の世帯員すべての所得証明書を求めるなど、申請の内容を確認する方法について検討されたい。

(住宅企画課)

第4 意見

1 市街地再開発事業に係る保留床の処分について

本市施行の市街地再開発事業については、国庫支出金、市債（公共事業債と公営企業債）及び一般会計からの繰入金・借入金などの資金で事業が行われており、その負担区分を明確にするために特別会計によって経理されている。このうち市債（公営企業債）と一般会計からの借入金の償還については、整備された保留床の処分金をその償還に充てる計画となっている。

しかしながら、各地区の市街地再開発事業での保留床の売却処分は計画通りに進んでおらず、多くの保留床を抱えているため、市債（公営企業債）償還に係る費用の一部を一般会計からの借入金で対処している。また、売却されていない保留床については、暫定的に賃貸することで収入を得ているが、その一方で、市債の利子や事務費などの経費が本市の財政負担となっている。

保留床は、時の経過とともに通常その価値が下落していくものであり、当初の売却予定額で処分することは、大幅な景気回復など経済情勢が好転しない限り困難と考えられる。当局にあっては保留床売却損を最小限に抑え、また事務費などの経費が増加するのを防ぐために、早期に保留床を売却処分するよう努められたい。

表1：保留床の売却状況（㎡）

地区名	床面積	売却状況	
		売却済	未売却
日比野	21,224	20,836	388
小幡	15,112	10,242	4,870
有松	50,821	15,008	35,813

（平成20年度末時点）

表2：市街地再開発事業特別会計における
公営企業債残高と一般会計からの借入金残高（千円）

公営企業債残高	7,554,316
一般会計借入金残高	9,911,764
合計	17,466,080

（平成20年度末時点）

2 駐車場案内情報の提供について

本市では、違法駐車や交通混雑を緩和し、道路交通の円滑化を図ることを目的として、道路上の電光表示案内板や市のホームページ等により駐車場の位置・満空情報をドライバーに提供し、駐車場へ案内する「名古屋市駐車場案内システム」(下表)を導入してきた。このシステムは導入当初は都心部の道路交通状況の改善に効果的な役割を果たしてきたが、近年のインターネットやカー・ナビゲーションの急速な普及により、案内板を参照する駐車場利用者の割合が減少していることや、機器の老朽化などの事情により、本年4月から電光表示による案内を中止することとなった。

現在、住宅都市局では、有識者による検討委員会で示された方針を受けて、インターネットやカー・ナビゲーションを中心とした今後の駐車場情報の提供の方策の検討が行われているとのことであるが、市の財政状況は厳しく、また、民間業者による駐車場情報の提供が進むなどの環境変化を踏まえて、情報提供への市の関与のあり方とどのような形で実現していくかの方策を考える必要がある。

当局においては、今後の駐車場情報の提供のあり方について、本市における交通施策と民間による情報提供の進展を総合的に見据えたうえで、駐車場情報に対する需要を的確に把握し、官民の役割分担を十分見極め、過大な投資にならないよう、検討を進められたい。

これまでの駐車場案内システムの概要（平成21年4月1日時点）

	栄地区	名古屋駅地区	全エリア
ブロック案内板	20	17	37
詳細案内板	26	27	53
個別案内板	53	38	91
補助案内板	53	28	81
対象区域	約200ha	約180ha	約380ha
供用開始時期	平成3年5月	平成11年6月	
当初整備費	約12億8千万円	約17億6千万円	約30億4千万円
整備時期	平成2～3年度	平成9～11年度	
参加駐車場数 (台数)	51箇所 (8,546台)	34箇所 (4,794台)	85箇所 (13,340台)